

令和7年 第17回
教育委員会定例会会議録

令和7年12月11日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2669号

令和7年第17回定例会

日 時 令和7年12月11日（木） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	新 宮 弘 章
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	中 村 博
	委 員	鈴 木 令 奈

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	佐々木 貴 浩
	学 校 教 育 部 長	茂 木 英 雄
	教 育 長 室 長	若 杉 健 次
	生涯学習スポーツ振興課長	中 林 淳 一
	図書文化財課長	吉 田 宗 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	大久保 和 彦
	教育指導担当課長	清 水 浩 和
	先端教育担当課長	溝 口 貴 裕

「書 記」	教 育 総 務 係 長	若 木 康 治
	教 育 総 務 係	島 村 昂 佑

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 （仮称）港区職員の働きやすい職場づくり推進計画（案）について
- 2 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 報告事項

- 1 令和7年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 幼稚園における「こども誰でも通園制度」の実施について
- 3 令和8年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 4 MINATOシティハーフマラソン2025の開催結果及び2026大会の開催予定日について

- 5 令和8年度港区立幼稚園園児募集の状況について
- 6 学校法律相談の令和7年度上半期実施状況について
- 7 令和6年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について
- 8 令和7年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について
- 9 適応指導教室の移転について
- 10 特別支援学級を対象としたキャリア教育の充実について
- 11 令和7年度海外修学旅行の報告等について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和7年第17回港区教育委員会定例会を開会します。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員をお願いします。

日程第1 審議事項

1 (仮称) 港区職員の働きやすい職場づくり推進計画(案)について

○教育長 それでは、日程第1「審議事項」に入ります。初めに、審議事項第1、議案第71号「(仮称) 港区職員の働きやすい職場づくり推進計画(案)について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案第71号についてご説明をさせていただきます。資料を御覧いただけますでしょうか。11月13日に開催いただきました定例会におきまして情報提供させていただきましたが、「(仮称) 港区職員の働きやすい職場づくり推進計画」の策定について、教育委員の皆様をはじめ、各行政委員会の皆様から頂きましたご意見を踏まえながら、人事当局においてこの間、検討を進めてまいりました。次期計画につきまして案がまとまりましたので、資料に基づいてご説明をさせていただきます。

説明につきましては、横書きの概要がございますので、そちらで行わせていただきたいと思います。詳細は本編になります。

計画については概要に記載のとおりで、5章立てで構成しております。第1章では「総論」として、計画の位置づけや、策定主体、計画期間等について記載をしております。

第2章は、「次世代育成支援の推進について」です。数値目標等については、前回ご報告のとおりでございます。具体的な内容として、育児休業に関する目標ですとか、超過勤務に関する目標の方を記載しておりまして、育児休業を取得する職員と実際の業務を負担している職員の双方が、負い目ですとか負担を強いられることなく働くことができる環境を整備していくという内容になってございます。

次に、第3章になります。こちらは「女性活躍の推進について」です。ご質問も前回頂きましたけれども、女性管理職の割合ですとか、監督職に占める女性職員の割合という目標、それから達成に関する取組を掲げてございます。なお、第3章については「女性活躍の推進」と書いてございますけれども、取組内容については、女性職員だけでなく、男性職員及び男性・女性両方を対象として取組を行っていくというようなことも記載させていただきました。具体的な内容としましては、例えば管理職のめり張りある働き方の実現というところで、詳細は本編に記載がございますけれども、管理職の魅力が全ての職員に伝わるようにというようなところ。それから、(6)と言います

けれども、「ペア・マネージャー」という、管理職の負担軽減や、管理職が短時間勤務を選択できるよう、例えばですが、2人1組制の管理職の仕組みについても進めていくというような計画内容になってございます。

次に、第4章です。「障害者活躍の推進について」です。こちらの数値目標は、前回ご報告のとおりですが、障害者雇用率3.0%以上を定めまして、目標達成に向けた取組として、具体的な取組内容を記載させていただきました。こちらも前回ご質問いただいたとおりでございます。

最後に、第5章。概要版の右下になりますが、こちらの内容については、各計画が対象としている職員以外の職員を含めまして、区役所で働く職員一人ひとりが自分らしく健康に働くことができ、それから活躍できる職場を目指して、全ての職員に共通する内容を記載させていただいております。具体的な内容は記載のとおりです。多様な働き方、これは本編にございますが、テレワークですとか、フレックスタイム制の拡大。それから、(4)にありますけれども、「公正公平なハラスメントの解決」とか、具体的な施策の方を記載させていただいております。

最後に、今後のスケジュールについてですけれども、各任命権者、教育委員の皆様を含めまして、各行政委員、それから区長部局からの意見を踏まえまして、所要の調整の後、12月下旬に庁内会議において審議をいたしまして、来年の1月に庁内の庁議で審議、来年の2月の区議会、総務常務委員会で報告することを予定しております。

簡単ではございますが、ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 これは、以前一度ご説明させていただいて、色々ご質問も頂いているような案件ですけれども、この度、案としてまとまったということになります。ただいまの説明に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○田谷委員 この第2章のところの育児休業の取り方というものですけれども、これはやはり、どうですか。庁内でというか、取りにくい雰囲気があるのかどうか。その辺というのは現実的にはどうなのでしょう。

○教育長室長 育児休業については、非常に拡大をしております、取得する人員についてもかなり増えています。取得率としては、今、パーセンテージとしては目標を50%にしていますが、実際には一昨年度、令和6年度で育児休業を83.3%。期間の長短は多少あるかと思いますが、それだけ浸透しているというような状況になります。新規に育児休業を取得する方についても、一昨年度で、庁内で76名いるということなので、子育て支援プログラムとしてかなり浸透してきているのかなというところはございます。それを引き続き進めるというような内容で、今回案としてお示しをさせていただいています。

○田谷委員 非常に高い割合だと思うので、非常に、行政に勤めたいと言う人の支えにもなると思うのですが。ただ、もう一つ心配なのが、管理職になると取りにくいということ。その辺はいかがでしょうか。一般職員の場合は、同僚でということですが、管理職となってく

るとその辺はなかなか、私の考える範囲では管理職は取りにくいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長室長 管理・監督職と一般職員との差異はあるのかなというふうに感じてはいますけれども。今回の案では、そういった意味では、職員の職責に応じた対応ができるようにということで、管理職がめり張りある働き方ができるようにということで、フレックスタイム制ですとか、コアタイムを中心とした多様な働き方ですとか、あとは当局の案では、人員配置として例えば管理職の中で今「ペア・マネージャー制度」というようなことを記載しています。1人が背負うことなく、複数の人が管理職としての職責を全うしながら短時間勤務を選択できるような制度のことも、検討していくというようなことを入れています。そうすると、結果的に、管理職であったとしても、そういった育児に関する休業についても取りやすい風土が生まれることを期待して、こういった計画を策定しているというような形になっているかと思います。

○教育長 管理職が例えば4月1日以降に、いつ自分が育児休業を取れるか。それをあらかじめ言っておけば代替の職員も用意でき、実際に管理職でも監督職でも、きちっと取る人は取っています。急に休むというとはやはり職場が混乱してしまうのですが、そのあたりの自覚というか、そういうのは皆さん持っているので、計画的に申請なりしてもらえれば、全く問題ないです。

○田谷委員 今のその管理職の件は、時代的に結構高齢でもご出産、ご自分だったり奥様だったりとするパターンがある。そうすると、それだけ体力的に大変になってくるので、そういう方たちには、育休は取っていただきたいなというふうに思いますので。

○教育長 ありがとうございます。

○田谷委員 よろしく願いいたします。それと、もう一つよろしいですか。第3章のところなのですが、区長も女性になられたということで、行政に関しても、もちろんそういう進出は大いに期待されるところなのですが、このところでは女性の管理職の割合が19.2%で、30%を達成できていないということなのなのですが、どうしてなかなか増えないのか。難しい課題だと思うのですが、お聞かせいただきたいのでお願いいたします。

○教育長室長 色々課題というか、個人の認識はおありになると思うのですが、例えばですが、ご自身のキャリア、先行きのキャリアについて不安を持たれていることや、あとは個人の感覚にもよるかと思いますが、対外的な対応がかなり増えてくるということ。一例ですが、区議会との調整ですとかそういったことも入ってくるかと思いますが、あとは管理・監督の仕事も増えてきますので、そういったところの不安を除くために、今も実施をしているのですが、先任というか、先に管理・監督職になった女性をアドバイザーとして相談できるようにしてということで、いつでも悩みを聞いてもらってそれを解決できるというようなものですとか、あとはキャリアの研修なども充実させるということと、あとは職責をできるだけ細分化して1人に負荷が集中しないようにするというようなことも含めて、今回計画の中には幅広に入れている状況です。ですので、色々と、管理職を目指す女性の意見も聞いてはいることなので、その辺も踏まえて現実的な施策を打っていけるようにというような計画にしているところでございます。

○田谷委員 私も教育委員とか、その前に青少年委員とかP T Aとかで、結構、特に生涯学習スポーツ振興課とは長く付き合わせていただいているのですが、やはりそこで歴代お世話になった女性の職員の方でも、部長さんまで行っていらっしゃる方が歴代、結構いると思う。少なくとも課長さんはたくさんいらっしゃる。今ちょっと名前、部長さんの場合は出てこないのですが、いらっしゃると思うので。本当にそういう方たちを見ていると優秀だし、また私が一番女性管理職というものの重要なところというのは、言い方が難しいかもしれませんが、女性的な目線。非常に細かい、男性では気がつかないようなところまで女性では気がつくというようなところがあるから、そういう男性管理職と女性管理職は半々ぐらいでやっていただければ、この区の行政の進行も非常に良いと思います。

実際に区民は半分ぐらいずつ男女いる訳ですので、そういう配分からいってもいいと思うのですが、ここでも女性の教育委員は1人しかいらっしゃらないのですが、その辺、鈴木先生、ご意見はいかがでしょう。

○教育長 鈴木委員ご意見よろしいでしょうか。

○鈴木委員 目標を50にするというのは非常によいと思います。実際に女性が管理職に、試験を受ける受験率が33%というのが非常に気になっていて、私は一般企業にしかいたことがないので、一般企業の場合、受験率はもっと高いです。なので、受けようと思えば受けられる環境が、私が今まで生活していた中では「自分は仕事の道でいきたい」と思う人にはもっと窓口が広がったので、身近にもっとたくさん目指す女性がいました。33%という低い現状の中では、管理職になったらこれだけ楽しいよというアピールももっと必要だと思います。一般企業の場合だと女性が活躍している場というのはすごく近くで見られて、かつ、その方が例えば、私の前職の場合ですと、タイトルに名前を載せられるとか。ゲームとして出したときに自分の名前が女性であっても出せるとか、そういった誇らしいことが色々な場所であったのですが、華やかな部分というのが行政の部分というのはなかなかないので、女性がこれだけ活躍できるよという場がなかなか見えてこないのかなというのが、ちょっとこの受験率で気になったので、先程おっしゃっていたように今まで経験された方が、女性はもっと活躍できるよという場を見せてあげられる。それは、行政内での見える化をしていただけるといいのかなというふうに思いました。

あとちょっと別の件もお話ししてもよろしいでしょうか。先程田谷委員の方から、男性の育児のところでご質問等あったかと思うのですが、お子様を産むという、年齢的な、特に若手の職員の方が取りやすいような環境というのを、やはり管理職を含めて全経験者の方々が、経験者の後悔も含めて、ぜひ背中を押してあげてほしいなと思うのと、あとこの『2週間以上』の育児休業にかかわらず」というところが私はちょっと気になっていて、たった1日、2日くらい育休を取ったよと言われても、奥さんとしては「それだけ？」という感じなのです。なので、きちんとしっかり育児休暇として取っていただけるような環境を整えていただきたいということと、あと出産は前倒しになることとか、緊急の場合もあります。私自身もI C Uにいたので、1か月くらい主人が、会社を休んでもらって付き添ってもらったのです。やはり突発的なことが起きてしまうので、直前

の時期に休みやすい、当日立ち会い出産がしやすいというような、休暇を取りやすい環境を計画して、計画と言いますか、大体このくらいに出産しそうだというのか、早産になりそうだというのは分かることではあると思うので、それを相談しやすい環境。上司に相談しやすい、突然「今日出産になりました」ということも起きるのですが、ちょっと剥離が起きていますとかそういったことというのも相談しやすいような環境づくりというのをぜひご検討というか、しっかり整えていただけるといいかなと思います。以上です。

○教育長室長 ありがとうございます。冒頭の女性管理職を目指すというような話というのは、実際の計画を策定している当局についても、ご意見としてお伝えしていこうと思います。繰り返しになってしまいますけれども、キャリアデザインの相談制度ですとか、あとは特別区で発行している管理職の受験案内などにも、実際に女性の管理職になられた方の体験談とかをかなり事細かにインタビューを載せたりとかしていますので、そういったことも活用できるかどうかも含めて、お伝えしてければと思います。

育児休業については、育児休業の数値については本編に記載のとおりで、年々男性職員の、期間については委員のご意見をお伝えしていこうと思いますけれども、非常に伸びてきている状況ではあります。ここからは、感覚になりますけれども、いわゆる若手の職員についても、言葉はちょっと難しいのですが、遠慮なくというか、育児休業が取れるような環境になっているなというふうな感覚は我々職員の方でも持ってはいるので、こちらの方も、うまく計画の方で表現できればいいなというのと、あと突発的なものについても、制度上どうするかというのものもあるのですが、そういったことが実現できる職場づくりというような形で表現できるようにしていければなということで、伝えていければというふうに思います。ありがとうございます。

○山内委員 私からは2点だけですが、一つは、数値目標をきちんと出すというのは大事なことだと思うのですが、一方で、例えば第4章で、定着の目標が1年後の定着率100%。もちろん定着率を上げるという努力をすることは大事なこともかもしれない。一方で、これを本当に実現しようとあまりに縛られてしまうと、実は本当は多様な障害を持った人を職場に受け入れるということが趣旨なのに、ある意味で、障害の種類とか障害の程度とかを狭くするという方向に行きがちになると思うのです。つまり、確実に100%を実現しようとする。ですから、そうならないようにしていくということも、片方で必要だと思うのです。だから、そういう意味では、あわせて障害の、大ざっぱでもいいのですが、種類というかな。どういう障害がどのくらい採用できているのか、それがどう動いているか、片方で、そういうことを見ていくということが必要ではないかなということをおもいました。それが一つです。

それから2点目は、これは港区職員全体に対する推進計画ですけれども、これができた上では、今度は学校職員の働きやすい職場づくりというものをここでは考えなければいけないと思うのです。ただ、例えば企業とか役所の中の職員と学校の教員というのは、またちょっと難しさが違う。一つ例を挙げると、例えば男性職員の育児休業。女性の教員の場合、女性の場合はかなり長期間、育児休業を取れますけれども、男性はやはり短い傾向があつて。それも、時期も色々な時期にな

る。例えば学校の教員が、ある短い期間休む。でも、そこを教育の質を落とさないできちんと補っていくといったときに、そういう男性教員の育児休業を取りやすくするための手立てとして、その間の補充ができる仕掛けというものをしっかりつくっておかなければなかなか対応できないと思うのですけれども。それは、逆に言うと学校の管理者の難しさでもある訳ですが、その点をどういうふうにもうまくやっていくかという、その辺の難しさとか、どう工夫されているかという、これもまた今後、紹介いただければというふうに思っています。

○教育長室長 ありがとうございます。障害者活躍の推進についての委員のご意見については、やはり定着率の目標についてというのは、前回もご意見を頂戴しております。100%を掲げるということになっていて、目指すということなのですからけれども。目標として数値をしていますけれども、障害の程度の軽い方ですとか、重度の方ですとか、今までいらっしゃると思いますので、施策としては、こちらにも今回入れさせていただきましたが、一定期間プレ配置をしまして、実際に業務を遂行できるかどうかですとか特性を見極めて配置して、きちんとマッチングできるように配属するなどそういった工夫もしながら、目指すところは100%というところで、それありきではないのかもしれませんが目指しながらということやっていければというような趣旨ですので、それについても意見を特にお伝えさせていただければというふうに思います。

○教育長 今日の段階で何か説明できる部分はありますか。

○教育人事企画課長 学校も様々な働き方改革を進めております。例えば男性の育児休業も、取り出し始めています。例えば昨年度ですと10名取得するなど、制度の浸透は着実に進んでいるところでございます。

○鈴木委員 10名というのは、大体どのくらいの期間、取られていますか。

○教育人事企画課長 年度をまたいで1年以上取得している人から、最短は、10日までおります。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 山内委員は、よろしいですか。

○山内委員 学校の場合には、教員免許を持っていて、しかも教育の質をきちんと落とさずに、2週間であっても1か月であってもつなげる人を用意しておかないと対応し切れないというところがありますので、その難しさをみんなで理解しながら支えていくということが必要だと思いますので。

○教育長 ほかは、ご質問ありますでしょうか。

○中村委員 こういう問題に関しては、働きやすい職場づくりをしようということに関しては、厚生労働省とかあるいは内閣府とかから出ている色々な文献とかあれを見ても、こういう書き方をしたというのはしようがないと思うのですけれども、現状課題を書いて、いきなり目標が来ているのですよね。これは、書き方よくないと思うのですよ。数字が目的になってしまいますので。

目標は、働きやすい職場をつくるということが目的ですよ。その結果として、女性管理職の割合とか、男性の育児休暇の取得率のアップというのが出てくるはずなのです。だけど、目標が先に

来て、これは目標なのだというふうを書く、書き方自身が本当は私はすごく納得できていなくて。だけど、国の文章はもうなってしまうているから、役所の文書がみんなこうなってしまうているのですよね。だから、もうしょうがないと思ってはいます。

だから、もうこれで私もしょうがないと思うのですけれども、やはりこれを見ると、例えば区民の方とかは、「あ、まずこういう目標、まず数字を達成しなければいけないのだな」と思ってしまおうと思うのです。だけど、男性の育児休暇にしても女性の管理職にしても、あと障害者に関しても、「自分は勤めたい」、「管理職になりたい」、「育児休暇を取りたい」と思っている人が取れない原因は、やはり制度がないからなのです。そういう制度がないから、なれない。だから、障害者もここ1年で辞めてしまうとか。

だから、そこの制度を、どういうものを区としてつくっていくのかというのが一番大事なところで。だから、まず取組内容が全部3に來ているではないですか。これをまず2に持ってきて、こういうことを区はやりますよと。その結果、これぐらいの数字が上がったらいいですね。そこを目標にやりましょう。そういう書き方をするのが本来の書き方だと、私は思います。

だけど、もう本当に、国は駄目なのです。国がもう先に、何の理由か、だから今の国会のあの議員定数の削減と同じですよ。だから、そういうところが問題なので、書き方はこれもうしょうがないと思いますけれども、やはりやる側としては、数字目標ではなくて、まずこの取組内容をしっかりして、それを区の職員に周知徹底して、取らせるようにとやっていくということをやっているかなければいけないのではないかなとすごく強く思いました。

今、皆さん、ほかの委員の先生方の意見も聞いたら、やはり基本的にそこですよ。だから、そこがしっかりできるようにこの計画を進めてほしいなと思うのが、私の感想でした。記載はもう、これはしょうがないと思います。もう記載はしょうがないと思いますけれども、そう思いました。以上です。

○鈴木委員 記載は、変えられないのですか、根本的に。港区が国よりも先にこれを書いていくというのは、難しいものなのですか。

○教育長室長 頂いたご意見というのは伝えていこうと思います。一方で、計画は結構色々つくりますけれども、数値目標を必ず立てるようなというようなご意見もやはり頂いたりするので。順番の記載だとかというのは、中村委員のご感想というのも一つあると思いますので、今回反映できるかどうかというのは、どうか分かりませんが、そういったご意見があったということはしっかりお伝えしていこうと思っております。

○中村委員 どうしても数字は独り歩きしてしまうからね。

○教育長 ありがとうございます。中村委員のご意見もそうですけれども、皆さんの、各委員から頂いたご意見というのは大変貴重なところなので、そこはしっかりと、事務局は人事課になるのかな。そこにしっかりと伝えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかはご意見はよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、採決に入ります。議案第71号については、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。それでは、議案第71号について原案どおり可決することに決定いたしました。

2 港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第2、議案第72号「港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案第72号になります。本日付資料No. は2になります。本件は、国の省令の改正に伴いまして「港区奨学資金に関する条例施行規則」の一部を改正するものです。具体的には、議案資料の内容になりますけれども、国の奨学資金制度については、生計維持者が持つ資産基準がございまして、これを国の基準と合わせています。国の基準が変更になりましたことで、預貯金並びに有価証券の合計額が1,250万円及び2,000万円から5,000万円へ変更となりましたことから、区もそれに並び規則を改正するというので、規定を整備するもので、国に並ぶものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。

港区の奨学資金の全体のつくりというのが基本的に国に合わせているから、国が変われば区も変えるということですね。

○教育長室長 おっしゃるとおりになります。基本的に国制度に対する上乗せの補助という形ですので、国の規定の変更に伴い規定を整備するというような整理をさせていただきます。

○教育長 分かりました。特にご意見等はよろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第72号については、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第72号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第3、議案第73号「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 ただいま議題となりました議案第73号、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明させていただきます。本日付の議案

資料No. 3を御覧ください。説明は、No. 3-3、PDFで言いますと36分の35ページからになります。こちらで説明をさせていただきます。

本件、学校屋内プール開放の団体利用におきまして、コース単位で団体が使用する場合は、そのコースの上限数を設定するということと、個人利用におきまして、区内在住・在勤・在学者と同伴の者を利用対象者に追加するため、学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正することについてお諮りするものでございます。

また、来年1月中旬から新たにプールを開放する芝浦小学校を規則に追加するということ、加えて、今年1月27日の教育委員会でご報告したとおり、来年3月末でプール開放を終了いたします高松中学校を規則から削除するということについても、あわせて改正をさせていただきます。

項番の1「改正理由」ですけれども、プールの利用団体がコース単位でプールを使用する場合の貸出しできる上限コース数を設定するということで、改正をさせていただきます。個人利用におきましても、区外の人が在住者等と同伴の場合に学校屋内プールを使用できるようにするための改正となります。併せまして、スポーツセンタープールの利用休止期間に解放する芝浦小学校のプール、来年3月で開放終了する高松中学校プールに関する規定を改正いたします。

項番の2「改正内容」についてです。まず、(1)ですが、貸出しできるコース数の上限について、規定を追加いたします。使用可能なコース数として、全5コースの学校につきましては3コース、全6コースの学校については4コースを上限といたします。(2)使用できる者の範囲といたしまして、在住者等の同伴者を追加いたします。(3)開放プールの学校名及び位置、(4)プールの開場時間につきまして、芝浦小学校を追加し、高松中学校を削除いたします。

なお、芝浦小学校の開場時間は、平日は午後5時から8時、休日等は午前10時から正午まで、午後1時から3時まで、3時半から5時半まで、6時から8時までと、それぞれの枠、時間枠といたします。

項番の3「公布日」は、令和7年12月12日を予定しております。

項番4「施行期日」ですが、令和8年1月1日に使用できるものの範囲を追加し、1月13日に芝浦小学校の追加、4月1日に貸出コース数の上限の追加と、高松中学校の削除ということで進めさせていただきます。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○中村委員 これ団体が借りる場合の貸出コースは、これまでは上限がなかったということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 団体利用の場合、これまではプール全面を借りていただくという選択肢しかなかったということになります。

○中村委員 全面しか借りられなかったのですか。それはちょっと不自由ですね。分かりました。ということは、結局上限を設定して、残りは個人の方に使ってもらうという意味では、個人の方が

使える範囲が増えるという、そういうことですか。団体が入っても個人で使える部分が増えるという意味で、そういう理解でいいですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 おっしゃるとおりの部分もございますが、まず団体利用枠におきまして、複数の団体の利用希望が重なってしまった場合に、コース単位で借りられるようになると、二つの団体が希望するコース数で一緒に使うことも可能となります。団体が重ならず、一つの団体が例えば6コースの学校で4コースまで使えますよという場合は、空いた2コースを個人利用にも供することができますので、利便性が高まるということは、委員がおっしゃったとおりでございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。理解しました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 29ページ、30ページ以降、全て郵便番号が間違えているので、修正をお願いします。「108-8511」に住所がなっておりますので、「105-」だと思います。29ページだけ訂正が入っていますけれども、それ以外が入っていないので、資料上の訂正をした方がよろしいのかなと思います。

○教育長 電話番号ですか。

○鈴木委員 郵便番号です。気になるポイントなので。書物の最後は、間違っていたらまずいではないですか、書類の。後で訂正対応になると大変なので。

○生涯学習スポーツ振興課長 資料の立てつけが分かりにくかったかもしれません。29ページが、今度改正をする内容ということで「105」になっておりまして、30ページのところはこれまでのものを載せていますので、「108」になっていると。

○鈴木委員 これまでが間違っていたのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 違っていたということです。

○鈴木委員 理解しました。

○生涯学習スポーツ振興課長 そのあたり、今回のこの改正にあわせて気がつきまして、郵便番号の方も改正するというので載せてございます。

○鈴木委員 誰も気づかなかったですね。なるほど、分かりました。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第73号については、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第73号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 令和7年第4回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に、日程第2「報告事項」に入ります。初めに、報告事項第1「令和7年第4回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告事項1についてご説明をさせていただきます。資料については、本日付委員会報告資料No. 1を御覧ください。報告資料のNo. 1になります。こちらについては、昨週12月5日に閉会いたしました令和7年第4回港区議会定例会の質問につきまして、概要をご報告させていただきます。代表質問、一般質問、合わせて教育長答弁が計30問ございましたので、主要なものについて要約してご説明させていただきます。

代表質問としては、まず1問目になります。12問中の1番になりますが、自民党議員団のませ議員から、項番は14になりますが、教育長としての所信についての質問がありました。内容については次ページ以降に記載のとおりになりますけれども、これからの教育行政をどのように取り組んでいくのかという内容で、ページは3ページになります。就任後に現場に伺う機会が教育長として多くあり、役割の重要性ですとか、責任の重さなどを強く感じられたこと。新たに策定した教育ビジョンの実現に向け、国際理解教育や、子どもが安心して学び成長できる環境の確保、そして生涯学習・スポーツ分野での環境の充実などのお話を頂きました。現場を見ることの重要性などを含めまして、全ての人を豊かにする、世界一の教育都市を目指して、全力で取り組まれるという内容の答弁でございました。

続きまして、今度は下の5ページになりますが、同じく代表質問におきまして、公明党議員団の池田たけし議員。5ページの下段になります。9番の新設予定の都立高校との連携についての質問がありました。現在、東京都教育委員会に実施校の特色や、検討状況等を確認しており、来年度に教育課程等が示される予定であると聞いていること、また連携型も含めて検討を進めていくことを答弁してございます。

続きまして、次のページ、6ページ目の下段から7ページ目の上段にかけてです。同じく公明党議員団・池田たけし議員から、13番の(1)及び次のページの(2)で、区立学校の教育無償化についての質問がありました。(1)については、教育委員会で実施しました「子どもの学習費に関するアンケート」等を通じて実態把握を行っており、各家庭の負担割合が高い給食費や学用品費については既に公費負担を行っておりますが、新入学期に必要となる物品等の費用負担については課題と認識していること、また所得制限のない無償化の対象範囲や効果的な手法について検討していく取組のことを答弁しております。こちらが、池田議員の13の(1)から(2)になります。

最後に、一般質問になります。項目としては2ページ目ですけれども、ページ番号といたしましては、失礼しました、8ページになります。みなと未来会議の榎本あゆみ議員から、学級閉鎖の影響について、それから振替休業日についてなどのご質問がありました。学級閉鎖等の臨時休業の管理・実施やオンラインを活用した授業などの活用について、さらに振替休業についての考え方についてもお答えしております。

簡単ではございますが、今回定例会での質問等の内容のご報告は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

○鈴木委員 一番最初のオンライン英会話教室についての質問、さいき先生ですね。さいき議員から挙げられていると思いますけれども、こちらは非常に内容のいいもので、自分の娘も利用させていただいたのですが。やはり中3の秋にスピーキングテストがあります。4月からこのコースが始まっていたかなと思われるのですけれども、やはりそこから短期間でスピーキングは、上達はしますけれども、短期間でものにするのは非常に難しいと思います。港区全般的にスピーキングテストの点数はいいと思うのですけれども、やはりA＋3、プラス3かな。それを取るという意味では、低学年、1年生、2年生の拡大というのを積極的にご検討いただくのがいいかなと思います。が、今、現状どのような形で拡大を考えていらっしゃるか教えていただきたいです。

あともう一件、インフルの学級閉鎖の件なのですけれども、やはりうちの娘も学級閉鎖になってしまいました。そのときの対応というのが、学校によって違うとは思いますが、突発的なものなので、その3日間の課題というものが、中学生ですが、非常に無理があるものだなと思いました。例えば社会の、歴史の文言を10回ずつ書け、ノートに書けとか。これは、やる意味があるかなと思います。もちろんやらせましたけれども、正直、突発的な休校なので、それに対応できるようなテキストが用意されていないのには問題があるなと私は思いました。

自習ノートに何回も同じことを書かせるような宿題を出しても正直、その時間に違う勉強をした方が効率的だなと思いますので、例えば「オンラインで授業ができる」でもいいのですけれども、もっとICTを利用して持ち帰らせて、デジタルで勉強ができる。教科書がなくても、突発的なで教科書を持って帰ってきていない子とかもいると思うので、そういったときにきちんとオンライン上で、各学校どんな、学校でもやってもこの範囲を勉強できるよというものを学級閉鎖のときに与えるとかいうような形で、学校全体に徹底していただけるといいなとは思っているのですが、今、現状、全学校にお任せしているものなのか、現状を教えていただけたらありがたいです。

○先端教育担当課長 まず、オンライン英会話のレベルアップに関するご質問でございますが、こちらは令和5年度から、中学3年生を対象に、委員がおっしゃったとおり、いわゆる東京都のスピーキングテスト対策として実施してございます。やはり3年生が、今やはり塾とかにもともと通っていて通いづらいというお声もあったりとか、もっと早く、1、2年生の段階からぜひ伸ばしたいというお声もありましたので、次年度以降は対象学年を1、2年生に拡大ということと。あと今、グループレッスンをやっているのですけれども、それに加えてマンツーマンというものと、あとは自習できるように、生成AIとかを活用した英会話のアプリの導入などもあわせて今検討しているという状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございます。現状、教育課程の執行は、校長が専決で持っているものがございますので、基本的に校長がその学校の現状に応じながら課題等を提出する。課題の内容に関しては、指導・助言を、指導主事が行っているところですので、現状、各学校にもお話ししているのですが、子どもに、どれくらい感染が蔓延しているのかという状況を含めて、どう

いう課題を出すかということに関しては、今後、確認しながら指導していかなければいけないと考えております。例えばオンデマンド型を見て、自分側で感想を書いたりとか何かノートにまとめたという課題を用意することや、それこそある程度回復期に入るのであればオンライン型の授業を実施して、子どもたちが見て一緒に学習できるような形にするとかということは必要である旨は話しています。どうしてもプリントだけとか、今委員がおっしゃった内容のことを行ってしまうと、それに教育的効果があるかどうかというのは本当に疑義が出るところもあると思いますので、そのようなことがないように、今後指導していきたいと考えています。

○鈴木委員 それぞれの説明、よく分かりました。ありがとうございました。特に蔓延する時期が、期末テストとか中間テスト、要は定期テストの周辺に起きることが多くて、やはり子どもたちは焦るので、焦る中でそういったちょっと意味不明な宿題が出されると、余計焦りが増えると思いますので、時期も含めて、きちんとしたバックアップ体制というのを、区から、きちんと学校にも、こういうものがあるよというのを提示していただけると、区内バランスよく、皆さん困らずに過ごせるのではないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 よろしく願いいたします。ほかは。

○山内委員 では、今の関係で。学級閉鎖のときの対応は大変ですね。つまり、朝の登校状況を見て、急に今日は学級閉鎖となる場合もある訳ですから。そこで何か課題を用意するのは結構大変だということも一つですね。確かに今、鈴木さんがおっしゃるように、何か課題を出さなければいけないのだけれども、不適切な課題となるとより問題だという話があって、だからちゃんとした課題を用意してくださいというだけですけれども。そう考えると、課題を常にしっかり用意して出さなければいけないというふうになると、その中で実は教員も縛られて、逆に不適切な課題が増えてしまうという。逆に、もうちょっと緩やかに考えて、課題はあっても自習的な時間を十分取れるような扱い方だってあったっていいと思うのです。生徒それぞれ、自分の勉強の様子に合わせて、逆に自由に勉強できる時間としてそれがもらえると考えれば、もっとそれを自分たちで主体的に使えるようにサポートするというのもありではないかと思います。だから、その加減をどう調整するかというのが、校長のある意味で見識なのだというふうに思います。

○教育指導担当課長 ご意見ありがとうございました。まさに管理職がしっかりとどういう計画で出すのかを、組織の中でしっかり確認しながら設定すべき話だと考えます。今話をお伺いするところが、管理職がどこまで手が入っていたのか、どこまで把握して出していたのかは、それを確認していく必要があると考えます。むしろ、今学校に対して指導しているのは、感染が出そうなとき、実際にある程度感染人数が少しずつ増えているときは、もう危ないなというところで各学校が準備しておくことが大切です。その段階でしっかりと、今どういう状況でどういう宿題を出すということを、また課題ではなく本当に自習という形で評価するものを出すのかとか、そういうものを含めて検討して進めることを指導していきたいと考えます。ありがとうございます。

○教育長 ご意見ありがとうございました。

ほかは、よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 幼稚園における「こども誰でも通園制度」の実施について

○教育長 次に、報告事項第2「幼稚園における『こども誰でも通園制度』の実施について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「幼稚園における『こども誰でも通園制度』の実施について」、資料No. 2のご報告をさせていただきます。令和8年度から区立幼稚園2園、私立幼稚園1園において、「こども誰でも通園制度」を実施するものでございます。

項番1「背景」ですが、国は法改正により、月のうち一定時間の枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度として、「こども誰でも通園制度」を創設しました。具体的に申し上げますと、在宅子育て家庭など、教育・保育施設等を利用していない未就園児等を対象に、同年代の子ども同士の触れ合いや、家族以外の人との関わりなど、家庭とは異なる経験を提供する預かりを行う制度でございます。

令和7年度の実施は自治体の判断次第とされておりましたが、令和8年度からは法定の給付制度として本格実施され、全自治体においての実施が義務付けられているところでございます。

項番2「港区における『こども誰でも通園制度』について」です。対象児童は、教育・保育施設等に未就園の児童となります。対象年齢は、生後6か月から2歳児クラスまでとし、利用可能時間は月24時間を上限、利用料は無料とします。なお、国制度に上乘せをした実施内容となっておりますので、参考に比較表を添えております。

裏面、項番3では、区立・私立園での実施内容を示しております。区立園では中之町幼稚園と高輪幼稚園の2園、私立園では明德幼稚園の1園で、記載のとおり実施いたします。

項番4は「利用者の決定方法」です。区立園では、区が利用申請を受け付け、決定し、私立園では実施園が行います。

項番5「財政規模」としては、現時点で見込みですが、歳出で1,000万円余、歳入で120万円余となっております。

項番6「今後のスケジュール」ですが、本日の報告の後、来週の区民文教常任委員会報告を経まして、年明けから周知等を開始し、4月からの事業実施を予定しております。

雑駁ですが、ご報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等がありますでしょうか。

○中村委員 私立園が明德幼稚園になった経緯は何かあるのですか。

○教育長室長 明德幼稚園については、今年度も既に、東京都が実施する多様な他者との関わりに関する事業ということで、こども誰でも通園制度と同様に、未就園の児童を定期的に預かるというような事業もされていらっしゃると思います。今回、国制度の本格的な実施に当たって、私立幼稚園も各園に意向確認を行いました。その結果として、手が上がると言いますか、希望を出されたのが、現状では明德幼稚園さん1園ということでしたので、今回については明德幼稚園を対象としてという

ことで私立幼稚園は考えているところです。ただ、今後状況によって拡大してくる可能性はありますので、そこはご相談があれば丁寧に、各私立園にに応じていくというようなお話はさせていただいているところでございます。状況としては、以上でございます。

○中村委員 ほかの私立幼稚園にも声をかけた上で、ここしか手が上がらなかったということなのですね。

○教育長室長 委員のおっしゃるとおりです。ご案内としては、全園にさせていただいているところです。

○中村委員 明德以外の私立幼稚園の反応と言いますか、そういうのがもし分かれば教えてほしいのですけれども。

○教育長室長 全園にヒアリングをしているという訳ではなくて、お知らせはもちろんして意向調査はさせていただいているのですけれども、おそらくですが、例えば設備の面で、保育にある程度の場所が必要であつたりですとか、あとは保育に必要な人員が必要だったり様々な要素もありますので、それもあって、新年度からのすぐの実施というようなことは、今のところ、明德幼稚園さんだけというようなことかなと思っています。

あとは個別の状況については、また繰り返しになってしまいますけれども、ご相談があったとき丁寧に説明していければなというふうに思っております。

○中村委員 この実施にかかる費用は、取りあえずは公費で出るのですよね。例えば人員を補充するとか。そういう費用は出るのではないですか。出ないのですか。

○教育長室長 補助という形で、預かり保育にかかる人員の補助制度というものを考えていますので、費用としては一定程度お出しできるというようなこと。まだ予算が確定していませんので、事業規模というような表現でお書きをさせていただいておりますけれども、このことは考えております。

○中村委員 全額出る訳ではなく、一部補助ということですか。

○教育長室長 実際の人員の費用というのは、園によって差異がおそらくあるとは思いますが、一定の基準に従って補助が出せるようにということで、今調整を進めているところでございます。

○鈴木委員 港区立は2園を選んだ経緯を教えてくださいたいのと、おそらく来年度の、後程報告に入ってくるとは思うのですが、その人数と何か関係しているのかということをお教えくださいたいのと。区立幼稚園が報酬、これは2校で、5番の(1)のアです。これは、区立幼稚園2園での報酬になるのですか。補助金、私立の補助金が1園に対しての補助金になりますかね。お教えてください。

○学務課長 まず、2園を選んだ理由について、ご説明させていただきます。別件でご報告させていただきました預かり保育の拡大をする園が、まず6園ございます。人員体制的なフォローが必要になるということから、その6園を外した上で、あとは地理的なバランスを考えてこの2園を選定したという経緯でございます。

またもう一つ、この後のご報告事項の園児募集の状況に関連するのかというご質問ですが、基本的にこの「誰でも通園制度」は、多くの方に、在宅子育て家庭の方にも幼児教育に接していただく機会を設ける制度となっておりまして、端的に申し上げますと園児獲得という、幼稚園に目を向けていただく制度ともなっているところから、今後この園児募集、区の幼稚園の魅力向上の一助となっていく制度であると考えております。

あと3点目の、報酬の金額ですが、こちら区立幼稚園の金額は、2園に適用となっております。

○鈴木委員 それぞれの、ということですか。

○教育長室長 私立幼稚園については、現状手が挙がっている明德幼稚園1園に対しての価格というふうに、今、予算上は想定をしているということです。

○鈴木委員 分かりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和8年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○教育長 次に、報告事項の第3「令和8年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、報告資料No. 3を御覧ください。生涯学習センター、青山生涯学習館、それぞれの令和8年度の臨時休館についてご報告をさせていただきます。資料項番の1「臨時休館日」ですが、それぞれ記載の日程でございまして、生涯学習センターは計10日間、青山生涯学習館は計4日間となります。

続きまして項番の2、休館「理由」ですが、消防設備点検、定期清掃などを行うためということになります。

項番3、項番の4、あわせてご説明させていただきます。12月15日に告示をいたしまして、広報みなと、区ホームページ、施設予約システムなどにより周知をまいります。

甚だ簡単ですが、ご説明は以上となります。

○教育長 これは例年やっているものですかね。

○生涯学習スポーツ振興課長 はい。

○教育長 ということで、ご質問等はございますでしょうか。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 MINATOシティハーフマラソン2025の開催結果及び2026大会の開催予定日について

○教育長 次に、報告事項の第4「MINATOシティハーフマラソン2025の開催結果及び2026大会の開催予定日について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 「MINATOシティハーフマラソン2025の開催結果及び2026大会の開催予定日について」のご報告となります。資料4を御覧ください。まずは項番の1ですが、11月16日曜日、8時半に、ユースランから順次スタートいたしました。昨年は8時30分の時点で既に気温が18度ありまして、非常に暑い日となりましたが、今年は平年並みの気温で、ランナーにとっても走りやすい気候でございました。

項番の2「参加者数等」です。ハーフマラソンは、今回から「ワールドアスレティックス」の認証コースとなりまして、国際的に記録が認められる大会として開催をいたしました。5,219人が出走しまして、4,962人が完走、完走率は95.1%と、昨年よりも上がっております。また、今回から本種目となりました中高生対象のユースランですが、61人が出走し、60人が完走。このうち区立中学校の生徒は、5校から12人が出てくれまして、全員男子でございました。

項番の3、収容関門でのリタイアの人数ですけれども、ハーフマラソンでは196人と、昨年より大きく減少いたしまして、ユースランでは0人という結果となっております。

項番の4、表彰者については記載のとおりですけれども、ハーフマラソンの陸連登録者の部（男子）1位のランナーの方は、前回大会に続き2連覇を達成しております。また、一般の部では、男子女子ともに大会記録が更新されておまして、大会のレベルもますます上がってきているという状況です。ユースランにつきましては、今回が本種目として初めての開催のため、各部門の1位の記録が大会記録となりますけれども、資料記載の上位者のうち中学生の部（男子）3位の方が、三田中学校の生徒です。

項番の5「大会当日の交通規制」についてですが、予定より5分から15分遅れての解除となりました。また、緊急車両の通行を優先させるためにコース上5か所の緊急交差点を設定しておりますけれども、御成門交差点において、1回ランナーと止めて緊急車両を通行させるという結果がございました。

項番の6「救護対応」についてです。昨年、ランナーの1人がお亡くなりになるなど、重篤な状態で救急搬送されたケースが多かったことを踏まえまして、今大会では医師の監修によるメディカルチェックシートを全ランナーに配布して、健康管理への意識啓発を行ったほか、レストステーションの設置やメディカルランナーの導入など、新たな取組を加えまして、より安全・安心な大会として運営をいたしました。その結果、今回は救急搬送が3件ありましたが、全て軽度の症状で、搬送されたランナーの方もすぐに回復されたということを確認できております。

項番の7、大会当日の問い合わせ等ですが、交通規制・迂回路案内の計7件、苦情3件など合わせて22件ございました。

項番の8、中学生ボランティアについてです。今大会も地域の団体、事業者から約1,000人のボランティアさんに従事いただきまして、このうち区立中学生のボランティアは、10校中9校から25人。本人の希望に基づきまして、4人を総合案内での通訳業務、21人をランナーへの給

水業務に配置をいたしました。通訳業務に従事した4人ですけれども、内訳としては、男子1人、女子3人。いずれも英語が話せるということで、実際に外国人対応を行っていただきまして、同じく総合案内に配置されていた区の職員から、すごく助かったという声が届いております。給水業務に従事した中学生は、男子6人、女子15人でした。ランナーがひっきりなしに通過するポイントで頑張ってくれまして、1人の生徒から、かなり忙しかったけれどもすごく充実していたと、楽しかったという感想を頂いております。

最後に、項番の9、来年の予定でございます。例年開催日を11月の第3日曜日としておりまして、来年は、令和8年11月15日を開催予定日といたしまして、今後、東京陸上競技協会や警視庁などと協議・調整の上で、来年3月に開催する「港区マラソン実行委員会総会」にて正式に決定をすることとしております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○鈴木委員 大会に参加された方、数多くご意見を頂戴したところ、皆さん、非常に素晴らしい大会だったというお話をされていまして、まず感謝申し上げます。特に中学生の方の保護者から聞きましたけれども、やはりこういった機会があるのは、子どもたちのモチベーションのためにも非常によかったというお話を、表彰台には乗れなかった方もいましたが、よかったというお話を頂きました。

今後、中学校の方では、ボランティアの募集のチラシと、この出場のチラシというのが、「スグー」、アプリの方の配信と紙の配布があったと記憶しております。連携という意味で、もし体育の授業とかでこういったものをもっと、特に男子中学生とかはプリントとかをきちんと持って帰らなかったり、保護者の方も忙しくてアプリの方で確認をされない方が多いので、「そんなのあったんだ」というご意見もちょっと頂いたので、もし可能であれば授業の一環で、こういった持久走のタイミングでもあるので、もっと港区の子どもたちが参加しやすいような取組をしていただけるともっといいかなと思います。

それから、救急搬送が今回は軽度だったということで安心いたしました。

あとステージの部分でも、何人かのグループの方々に「非常にいい機会を与えていただいて感謝しています」という声をいくつも頂きました。その中で、大変恐縮なのですが、サブステージの方の広告が横断幕のように横に流れていて、その高さがおそらくこのくらいの高さまでであるところがサブステージだったと思うのです。道路の反対側というか半分側を使って。そちらが、高さがかかなり高いところまで広告が入っていたので、団体で参加しているお子さんたちが、ほぼ顔しか見えないぐらいのステージしかできなかったのが、ちょっと残念だったというご意見を頂いたの。やはり小さい子たち、幼稚園生から出ているので、その幕から顔が出なくて、体の踊っている部分は何も見えなかったらしいのです。なので、来年度以降、もし広告を変える予定があるのであれば、小さいお子さんが、あちら申し込んでいらっしゃると思うので、ステージに出たいというこ

とで歌だったり踊りだったりで出ていらっしやると思うので、小さい、幼稚園生も出演することをイメージした高さのサブステージにさせていただけるといいかなと思います。

でも、出られた方も、ステージの方も出場者の方も、非常によい大会だったということを皆さんおっしゃっていましたので、それは伝えておきたいです。ありがとうございました。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。まず、生徒への周知につきましては、特にユースランは定員200名のところが全体でも60人程にとどまってしまったというところもありまして、もっと多くの中学生、高校生に出てもらいたいと思っておりますので、来年に向けて、頂いたご意見も踏まえて、また周知を工夫してまいります。

ステージに関しては、こちらでも改めて確認をいたしまして、せっかく出ていただいている子どもの顔が見られるように、それを見に来てくれる保護者さんもらっしやるかと思ひますし、みんなが気持ちよく過ごせる場となるように工夫してまいります。ありがとうございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 ユースランは何キロでしたか。

○生涯学習スポーツ振興課長 3.6キロです。

○中村委員 今、ユースランは200名募集して60名くらい。ちょっと少ない。距離が短いのではないですかね。特に高校生にしては、3.6キロだとなかなかという。やはり足に、健脚、自信がある高校生くらいだと、ちょっと3.6キロは短いのでは、だから少ないのではないか。もちろん長くすると管理する側は管理が大変になるので、限界があるとは思ひますけれども、増やすのだったらもう少し、中高、距離を別にするなりとか、運営が大変でしょうけれども、ちょっと距離が短いからではないかなと思ひました。

○生涯学習スポーツ振興課長 ありがとうございます。ハーフマラソンとスタート位置を変えないような形でまずは出走していただひて、そこから折り返しが多くあると、なかなかハーフマラソンとの兼ね合ひで運営が難しいという事情もあつて、ゴールの位置に設定できるところとの距離で3.6キロとなっておりますけれども、頂いたご意見も踏まえて、今後様々な改善というのは考えていく必要があるかと思ひますので、そうしたときの参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、さらなる改善を目指してということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和8年度港区立幼稚園園児募集の状況について

○教育長 次に、報告事項の第5「令和8年度港区立幼稚園園児募集の状況について」です。説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「令和8年度港区立幼稚園園児募集の状況について」でございます。資料No. 5を御覧ください。一斉募集期間である11月11日から21日の間の応募状況となっております。初めに、応募人数の前年度との比較ですが、表の右下を御覧いただきますと、昨年度197名に対し192名と、ほぼ同水準となっております。また、網かけをしておりますとおり、今回の令和8年度から3歳児を開始する赤羽幼稚園で、抽選となりました。

次に、米印の注釈について補足の説明をいたします。裏面もあわせて御覧ください。まず、「※1」としまして、前年度の応募人数は、一斉募集期間における人数となっております。また、「※2」としまして、高輪、三光、青南幼稚園の3歳児クラスについては、今回の一斉募集期間においては10人を割り込んでおります。ただ、このうち三光幼稚園については、本日時点では10人を満たしているという状況ではあります。ですので、三光幼稚園以外の2園につきましては、来年度の同時期、11月に実施する令和9年度園児募集開始までの間、引き続き10人未満の状況が続いた場合には、下段に記載する園児募集停止基準の1年目に該当することとなります。

甚だ簡単ですが、報告事項は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 高輪と青南の、この10人以下になったという理由というのですかね。何か、これが理由ではないかという、もしもあるのだったら教えてください。

○学務課長 推測でございますけれども、データとして住民登録者数がこの学区域で減少しているというところを確認しております。具体的に申し上げますと、高輪台小学区では前年度比18%減、青南小学区では11%減というような状況が認められてございます。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。

○教育長 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 学校法律相談の令和7年度上半期実施状況について

○教育長 次に、報告事項6「学校法律相談の令和7年度上半期実施状況について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 それでは、資料No. 6「学校法律相談の令和7年度上半期実施状況について」報告させていただきます。本件は、令和7年4月1日から9月30日までの学校法律相談の実施状況についてご報告するものでございます。学校法律相談の担当弁護士への相談回数は、記載のとおり36回でございました。参考までに、令和6年度上半期の相談件数は18回、下半期は47回でございます。また、保護者等との面談への同席制度の利用はありませんでした。

その下に、原因別、相談内容別の内訳表を示してございます。各行の上段の白枠は相談回数、下段の灰色の枠は相談事案件数となっております。白の右下にございますとおり、相談回数は36回ですが、相談事案件数は17件となっており、複数回にわたって相談があった事案があったこと

を示してございます。原因別で見ますと「子どもによる事故・トラブル」及び「保護者のトラブル」による相談回数が多く、相談内容別で見ますと「学校（園）運営的事項への助言」が多いという状況になっております。

「子どもによる事故・トラブル」では、これまでと同様に子ども同士のふざけ合いやけんかでの負傷によるもめごとの対応の相談が多く、保護者トラブルは、保護者からのカスタマーズハラスメントと思われる事案への相談、内容の相談も見受けられました。

甚だ簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 相談、現場の学校長、管理職等からの、相談員に対する不満とか、そういうものは出ていませんか。

○教育指導担当課長 今ヒアリングしている限りは、特に出ているところはないです。レスポンスを非常に早くやっていたいただいているところもありまして、その部分については満足している部分があるのと、あと同席に至る前に収まっているところも多くありますので、今回も同席制度は利用していないところであります。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかは。

○鈴木委員 複数回相談をされている事案というのは、具体的にどういったもめごとになっているものなのか、教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。具体的な細かいところはなかなか述べるところは難しいところがあるのですが、例えば相談で言ってきた内容が法的なものに準じるものがあって、これが法的に、対応が問題あるのかないのかを確認したり、その後、手紙による、文書による回答を求められた際に、文書内容がこれで正しいかどうかなどの相談であったり、さらに進んでいくと、今度は同席の状況が必要なかどうか、弁護士の同席が必要なかどうかまでの相談ケースがあったりとかということです。

カスタマーハラスメントの相談などだと、1回あって、これがカスハラに当たるのかということを確認した上で、もう一回相談して、こういう形で収まりがつかましたというご報告も含めての相談という形が、複数回になっているものが多いです。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですかね。それでは、本件についての報告事項は以上とさせていただきます。

7 令和6年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について

○教育長 次に、報告事項の第7「令和6年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 続いて、資料No. 7「令和6年度港区におけるいじめ・不登校調査の結果について」でございます。資料の方を御覧ください。初めに、いじめ調査の結果についてでございます。1ページ目に結果の表、2ページ目には学年ごとの発生件数やいじめ発覚のきっかけ、いじめの形態の方を表記しております。

こちらの方、令和6年度のいじめの認知件数は287件となり、前年度に比べ30件減少しております。中学校においては、「悪口や嫌なことを言われる」件数が上がっている状況でございます。こちらは教員が、子どもの様子を見取る力がある程度高まってきたところと、あと教員自体がいじめの定義を理解できている部分もあるのかなというところで考えております。引き続き積極的ないじめの認知ができるよう、各学校に対しては強く指導してまいりたいというふうに考えております。

学年ごとの発生件数についてでございます。小学校低学年は、ささいなトラブルでも学級担任に伝えるという傾向があります。一方、高学年、中学生においては、発達段階が上がるにつれ、思春期でなかなか大人にはこの内容は伝えることはなく、子どもたちの中で解決しようとする傾向があるところがあります。どの学年であっても、ささいな問題を見過ごすことなく、しっかりと未然防止、早期発見、早期対応につなげるよう、各学校に対して改めて指導してくる予定でございます。

いじめ発覚のきっかけにおいては、小学校においては、「本人による報告」が117件、中学校においては「担任による発見」が12件と、最も多くなっております。こちらの方も、ある程度教育相談体制が整ってきている部分もあるかなというところで、考えているところでございます。

いじめの形態の中では、全国、港区ともに「悪口や嫌なことを言われる」等の言葉によるものが最も多くなっており、相手の気持ちを十分に考慮せず発言してしまう児童・生徒が多いものと考えております。

今後の港区の対応の取組についてでございます。引き続き毎月1回、小・中学校全ての学級において「学校生活アンケート」を行うとともに、6月、11月、2月に、幼稚園、小・中学校において「ふれあい月間」を実施し、いじめやいじめに類する事案の点検、校内体制の見直し等の取組を進めてまいります。また、スクールカウンセラーの面談、相談窓口の周知、いじめ防止に関わる授業など、しっかりとした取組に加えて、今後、いじめ問題のフロー、幼稚園、「幼児教育版 いじめ事態ガイドライン」などを作成し、各学校、幼稚園等に周知して進めてまいりたいと考えております。

また、来年度以降は期間研修の形で、幼稚園、保育園の先生方を含めた形での研修も実施することを考えているところでございます。さらに、いじめ相談に関するポータルサイトあたりをつくっていきいたいところで、取組を進めているところでございます。

続きまして、次に不登校調査の結果でございます。5ページ、6ページになります。5ページの方は欠席日数等を掲載し、6ページには要因を記載してございます。6、7ページの方に移ります。「不登校調査結果の考察」でございます。小・中学校の不登校の件数は、全国で増加しました。進学や将来に関する過剰な親からの期待や、自分への自信のなさ、不安などによる不登校が多

いと考えております。一方、港区では、小学校・中学校ともに昨年度よりも少し減少しております。小学校では前年度比マイナス29人、中学校では前年度比マイナス15人です。しっかりと教員が、児童・生徒一人ひとりの実態に応じて心に寄り添う対応、受容する対応の取組がある程度できて、学校が居場所となっているものと捉えております。

今後の港区の取組についてでございます。適応指導教室、校内別室指導など、子どもたちの教育機会を保障する体制整備を進めてきたところでございますが、令和7年度に新たに「学びの多様化学校 Minato School」を開校しているところでございます。不登校児童・生徒、不登校生徒に応じたキャリア教育重点化教育課程を編成して、しっかりと子どもたちのチャレンジ意欲や個性・能力を伸ばす指導を引き続き行ってまいります。

また、スクールソーシャルワーカーを週1日6時間に拡大して、教育相談体制の強化にも努めております。さらに、フリースクールを利用する家庭への支援として、東京都のフリースクール等利用支援事業助成金を受給する保護者に対して、さらに区独自で2万円を支給する形をとることや、11月の生活指導主任会でフリースクール連絡協議会を開催し、学校とフリースクールの連携の在り方について、教員とフリースクール担当者が協議する機会を設けています。また、保護者に対する支援ということで、教育センターの心理士による相談会「みんなとMeetハナミズキ」、不登校児童・生徒保護者同士が悩みを共有して新たなコミュニティづくりをできるように支援する「みんなとMeetingハナミズキ」を開催ということでございます。

今後も、児童生徒が心身ともに健やかに育つことができる環境整備について、努めてまいり所存でございます。甚だ簡単でございますが、報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

6ページの「今後の港区の対応」というところなのですけれども、これは全国的に見て「この取組は新しい」というものがあれば紹介してもらえますか。

○教育指導担当課長 「これは」というところはなかなか難しいところがあるのですけれども、保護者同士が相談できるようなコミュニティづくりというところで「みんなとMeetingハナミズキ」というのを立ち上げて今年度行って、今度も行うのですが、こちらの方はなかなか他地区ではあまりやっていないものなので、こちらはいいかなというところかと思います。ここからフリースクールに通ってみたいとか、うちの子こういうところがやりたいというところで、教育相談につながることができたりとかということでの効果も見られているところでございます。

○教育長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

○鈴木委員 二つあります。まず一つ目が、いじめの方なのですけれども、現在年間で3回以上行っているということですが、各学校、全てバランスよく3回以上やられているという認識でよろしいでしょうか。特に子どもたちは、学期に一回では正直足りないのかなと思う印象があると思うので、いじめに関する授業というのが、具体的にどういった授業をしていて、それによって子どもたちが月に1回なり、学期に1回となってくると、ちゃんと響いているのかなというのが、特に小学

校の方では感じる部分があるので、具体的にどういうものをやられているかというのを教えていただきたいと思います。

それで、もう一点目がフリースクールの方ですが、実際にこれを利用された方が、もう人が変わったようにすばらしい成長を遂げたというお話を聞いて、「すばらしい取組だね」というのをおっしゃっていた保護者の方がいらして、非常に感謝されていました。この後にまた出てくるとは思うのですが、今、利用者数がどのくらいで、今後見込まれるのがどのくらいになるのかというのを教えていただければと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。いじめに関する授業は年3回です。基本は道徳に関わる授業で、その道徳に関わる場所の価値項目、内容が概ね年3回に関わる場所なので、行っている。「以上」という形で示しているのは、その中でも学級、特別活動、学級の中での話し合いの場面で、こういうところを取り上げて使ったりとか、授業外のところで外部の方に来ていただいてお話を聞いたりなども行っているところなんです。あくまでも未然防止に関わる場所なので、事例に基づきながらという形でよりは、「こういうことがあった場合、あなたならどうする」とか、そういうところで議論させたり考えさせたりということを行っているところなんです。どうしても教育課程の編成をする中で、授業時間数も限られている部分があるので、そこからのプラスアルファについては、実態と学校の校長の方針の中で行っていくところで、やっているところでございます。

今後、その部分については、必要に応じては、充実、中身の方を考えさせながら工夫させたいというふうには考えていまして、好事例などは生活指導主任会で情報共有をさせておりますので、そういうところも含めて、今後教育課程に反映させていきたいと考えています。

フリースクールの方については、ありがとうございます。昨年度は、60名余が東京都の取組によって行っています。今年度も引き続きこの程度が想定しているところでございますが、どうしても申込み率が、今9月の過ぎている段階でも多いので、今後も増えていくものだなというところで捉えて、しっかりと支援に割り当てられるようにとは考えているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですかね。いじめも不登校も、すぐ解決するようなものではないので、ぜひ息の長い取組、いいものはどんどん取り入れていくという姿勢でお願いしたいと思います。

それでは、この件については以上とさせていただきます。

8 令和7年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に、報告事項の8「令和7年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 続きまして、資料No. 8「令和7年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議（第2回）の報告について」でございます。資料を御覧ください。1枚目は内容のものがございまして、御覧いただければと思います。2ページ目からです。「議事」につきまして、「議

事」から御覧ください。私の方から、令和6年度のいじめ認知件数等を報告いたしました。さらに、園で起きたいじめに類する事例として、問題ケース会議を立ち上げた、調査し報告書を出した事案について報告いたしました。

さらに、2学期における学校のいじめへの対応ということで、区立小学校長会副会長の矢部洋一委員から、児童が安心して相談しやすい雰囲気をつくるとともに、日頃から学級の児童の表情、言動などに変化がないか丁寧に観察することや、就学支援シートを活用した引継ぎ等に関する話がありました。また、区立中学校長会副会長の中山幸子委員からは、いじめまたはいじめに疑われる事案があった場合は、担任1人で抱えることなく「いじめ対策委員会」を即日開催し、対応を協議することや、生活指導上の課題について生活指導主任会で情報共有することを、管理職間でも情報共有を行っている旨の話がありました。

「意見交換」のところでは、各委員からご意見を頂きまして、いくつか紹介いたしますと、子ども家庭支援センターの相談支援担当課長から、実際の相談内容に応じて心理的なサポート、保健師との面談、医療的な支援につなげることがある旨の話。また、学校法律相談弁護士の長濱晶子委員からは、初期の段階から対応をして、客観的な事実を残していくこと、組織的に対応をすることの大切さについてお話がありました。また、埼玉学園大学教授・藤枝委員からは、場合によっては、実際に保護者に保育や教育活動を見てもらうこと、また判断に迷う場面があればすぐに教育委員会に一報を入れることの徹底、ここが大事である旨のお話を頂いたところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

ちなみに、警察、赤坂警察が抜けていますね。

○教育指導担当課長 失礼いたしました。

○教育長 後で追記しておいてください。教育委員の先生方、出席された方がいらっしゃると思います。非常に中身の濃い会議ですので、これからも引き続きそのような内容でやっていただければと思います。

この件については、よろしいですかね。それでは、報告は以上とさせていただきます。

9 適応指導教室の移転について

○教育長 次に、報告事項の第9「適応指導教室の移転について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 続いて、資料No. 9「適応指導教室の移転について」でございます。資料の方を御覧ください。令和8年度から、適応指導教室、いわゆる「つばさ教室」と名乗っているものでございますが、こちらを港区立教育センターから港区立青山中学校に移転するための準備を進めているところでございます。

項番1「現状の課題」についてでございます。課題は2点あります。1点目は、部屋数の不足でございます。現在一つの学習室を使用し、児童・生徒の支援を行っているところでございますが、一度に10名程通室すると教室が満室になってしまう状況があります。一つの学習室だと、活動の

制限、時間割の調整等、なかなか柔軟な対応に結びつけない状況がございます。2点目は、運動スペースの不足です。どうしても、子どもたちにとっては心身のリフレッシュやコミュニケーション能力の育成を目的として、軽い運動やレクリエーションなどを行っているところでございます。十分なスペースが確保できない状況で、結果として身体活動の機会が限られ、児童・生徒のストレス発散に支障が出ている場面も見受けられているところでございます。

続きまして、項番2「青山中学校移転の理由」についてでございます。理由は簡単に、5点でございます。1点目は、駅から近い利便性。徒歩圏内に鉄道の駅があって、交通アクセスに非常に優れているということでございます。2点目は、自然環境に恵まれた立地でございます。校舎の周囲には緑が多く、静かな環境が整っているところでございます。落ち着いた環境の中で心の安定を図りながら、学習や社会性の回復に取り組むことができるというところでございます。3点目は、活用可能な空き教室の存在でございます。現在、青山中学校には利用されていない教室があり、そちらを適応指導教室として活用することが可能でございます。既存施設を有効に活用することで、費用面でも効率的な運営が可能であると考えております。4点目は、裏口の活用によるプライバシーの確保です。生徒の中には、人目を避けて通いたいと感じるケースもあります。青山中学校の西門側が、裏側になるのですが、こちらの方が子どもたちに会うことなく出入り口ができる場所がありまして、心理的なハードルを下げる効果があるものと考えております。

続いて、項番3「移転後の設備環境」についてでございます。現在、通常の教室を2部屋用意することで、収容人数を現在の2倍の20名程度入るような形にする。また、アクティビティを行うところで、武道を行っている部屋、第二体育館があるのですが、こちらを使用して運動する形を取れるようにしております。

それで、項番4「周知方法」でございます。つばさ教室に通室している児童・生徒・保護者へはチラシ等を示して周知していくこと、また全ての保護者の方々には、チラシだったりとかX、また「すぐる」等のメール等で周知していく予定でございます。

最後に、項番5「今後のスケジュール」でございます。先日、青山中学校の学校運営協議会の方々にはご説明して、温かくご支援の言葉を頂いているところでございます。今後、記載のスケジュールどおりに、令和8年4月の開設に向けて準備を進めてまいります。

説明は、簡単ですが以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 今、つばさ教室に通っている生徒は、合計で何人くらいいるのですか。

○教育指導担当課長 見学等を含めると51名でございます。ただ、現状通えている、継続的に通えている子は10名弱でございます。

○中村委員 10名弱。その生徒さん、児童さんというのは、通うのはどうやって通っているのですか。

○教育指導担当課長 小学生に関しては、保護者の方が一緒に付き添ってくるケースが多いところでございます。中学生に関しては、自分で公共交通機関を使いながら通ってきております。

○中村委員 今使える路線というと、基本的には日比谷線ですよね。今回青山に行きますと、銀座線ですよね。使う線が完全に違ってくるので、今通っている生徒の中でちょっと不便になるというような人は出てくるとは思うのですけれども、そこに通う子、今度青山に移ることによって、移転によってちょっと通うのが大変になって通えなくなりそうな人というのは、いませんか。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。実を申しますと、現状、今、日比谷線では通いづらいというお話が非常に多くて、実際、青山中学校の、別路線を使いたいという保護者の方が、保護者というか子どもたちのご意見があるので、今回に関しては、そこまで不満という形でとか不便さということの話題は出ないのではないかなというところでおりますが、一個一個状況を確認しながら、丁寧に寄り添って対応は進めてまいりたいと考えています。

○中村委員 青山に移る、で、青山自身の利便性がいいというのはよく分かるのですけれども、今、10人ちょっとしか使っていない訳ですから、そこで、もし移転で落ちる人がいるのは、ちょっと。10人しかいないからね。100人とか200人いたら、1人、2人はしょうがないのかなという気もしなくはないのですけれども、やはり10人いるのだったら、そこで1人落ちる子がいるのはちょっとやはり行政サービスとしてどうかなとは思っているので、そこはちょっと丁寧にフォローしてあげてほしいなと思いました。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。一個一個、状況を丁寧に聞き取りながら、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと思えますし、完全に移転してすぐ終わりという形ではないので、後フォローをしっかり進めていきたいと考えております。

○鈴木委員 現在のつばさ教室の利用時間帯は、大体何時から何時くらいなのか教えてください。

○教育指導担当課長 概ね、学校が始まる時間とほぼ同じタイミングで設定しております。なので、大体8時から8時半頃から4時ぐらいまでですけれども、子どもたちによってそれぞれ来る時間がばらばらですので、そのぐらいから開設しているという形で対応しているところでございます。

○鈴木委員 そうすると、実際の青山中の生徒さんとバッティングする時間になると思うのですけれども、何か教室と、普通の教室、中学校の教室との接触を持ちやすい場所とかが多かったりとかはするのでしょうか。

○教育指導担当課長 現在、青山中の方で想定している流れは、正面の大きな門から入るところに関しては、通常の青山中学校に在籍しているお子さんたちが通う形。その校舎の完全に裏側の西口というところに門がありまして、小さい門があるのですけれども、そこから西口のドアがあって、そのところは全く真逆のところから入って、その近くの部屋をつばさ教室で使って、つばさ教室だけの子たちが使用できるような形で区域分けをしている状況でございます。実際、子どもたちがそのつばさ教室の場所に行くということはないですし、よっぽど探して行けばそうかもしれないのですけれども、基本的に行くところはないですし、そこからも、実際に活動しているところは大きく離れた形で設定しているので、そこら辺のプライバシーは保護できるようにという形で進めているところでございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。すみません、簡単な意見なのですけれども。つばさ教室だと、大人がいる教育センターの中に行くので子どもの抵抗がそんなになかったところが、いわゆる中学校のところに行くということで、プライバシーがきちんと守られていないとやはり行きにくいなとなってしまうのだけは避けていただきたいと思うので、プライバシーをきちんと確保できるような運営をしていただけるとありがたいです。

○教育指導担当課長 心がけてまいります。

○教育長 それでは、よろしいですか。この報告事項は以上とさせていただきます。

10 特別支援学級を対象としたキャリア教育の充実について

○教育長 次に、報告事項第10「特別支援学級を対象としたキャリア教育の充実について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 続いて、資料No. 10「特別支援学級を対象としたキャリア教育の充実について」でございます。資料を御覧ください。これまで教育委員会は、特別支援学級に在籍する生徒が中学校卒業後も自信を持って社会と関わりが持てるよう、企業と連携した課外教育の対象の出張授業や生徒対象のワークチャレンジデイを実施し、保護者対象のキャリア教育講演会を開催して、卒業後の進路、就労などについて周知してまいりました。一方、特別な支援を必要とするお子さんの社会的自立を目指す保護者の方のコミュニティ「みんなとCafeひだまり」では、発達の状況や特性に応じた就労や進路の選択に不安や悩み、課題を抱えているという保護者が少なくなく、現状の教育活動において、キャリア教育の充実は喫緊の課題であるというふうに考えております。

こうした状況を踏まえ、義務教育段階から児童生徒が将来の就労に対する具体的なイメージを持つことができるよう、新たに二つの施策を実施することをご報告いたします。1点目は、東京アビリンピック。いわゆる東京障害者技能競技大会の見学会の実施です。特別支援学級に在籍する生徒が将来の就労イメージを育むことを、目的としております。対象は、区立小・中学校特別支援学級に在籍する小学校5年生から中学校3年生の児童生徒及びその保護者のうちの、希望者でございます。

概要といたしましては、障害のある方々が日々培った技能をお互いに競い合うことを通じて、職業能力を向上する。また、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解を深め、その雇用の促進を図ることを目的として行われる「東京アビリンピック」を見学いたします。第24回大会は、令和8年2月14日に開催される予定です。教育委員会がバスを配車し、会場である東京障害者就業能力開発校、小平にあるのですが、こちらまで引率します。チラシを作成し、先着20組40名様を募集する予定でございます。

2点目は、「特別支援学級設置中学校への地域部活動『技能部』の新設」です。中学校段階から就労を見据えた技能習得の機会を提供し、将来の自立・社会参加につなげることを目的といたします。対象は、区立中学校特別支援学級に在籍する生徒のうち、希望者でございます。概要といたし

ましては、交通の利便性や活動環境の充実を考慮し、青山中学校を拠点とし、令和8年度から実施します。清掃、パソコン操作・データ入力、フラワーアレンジメント、喫茶サービス、ネイル施術など、興味や特性に応じた活動を月2回程度実施いたします。外部講師を招聘し、区貸与のGPSを本人に持たせて、安全の確保にも努めてまいります予定でございます。

この新たな二つの施策を通して、実社会における技能や職業を見る、触れる、体験する機会を提
要し、特別支援学級の児童・生徒が義務教育段階から、将来の就労に対する具体的なイメージを持つことができるよう、取り組んでまいります。

簡単ではありますが、以上で報告とさせていただきます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますか。

○鈴木委員 2番の、地域部活動「技能部」なのですけれども、区が貸与するGPSを持たせると
いうことですが、自分の所属している学校からそのGPSを持って行って、この月2回の部活に行
くというようなイメージですか。1人で行くのですか。

○教育指導担当課長 実施する曜日としては土曜日を予定しておりまして、休日から、家から行く
ときにということで。保護者にご相談させていただく予定なのですが、多くの保護者の方は、行く
ことも勉強させたいということで、GPSを貸与することになりました。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 このアビリンピックの見学会ということなのですけれども、これは第24回とか行っ
ていますが、大分前からこの大会はあるみたいですが、何で今頃なのですか。もっと早くからやっ
てもよさそうなのですけれども、何で今頃なのですか。だって第24回大会でしょう。というこ
とは、もう24年前からあったのではないの。何で今頃、もう少し早い時期に参加しようという話に
はならなかったのですか。

○教育指導担当課長 大会自体は、子どもたちが出るのはなかなか難しいので見学だけなのです
けれども、こちらの方、一部の保護者の方からこれを見学されたいという、見学自体は個人で行くこ
とは可能ですので行くのですけれども、小平でやっているというところもあり、なかなかこちらと
しては、対応として難しいなという話があったのです。多くの保護者の声を頂く中で、では実際に
バスを配車して対応したいということで、決めてきたところでございます。24回まで行っていた
のですが、なかなかこちらとしても知る機会がなくて、この段階になったというところでございま
す。

○中村委員 保護者からの要望があったから、区としてやろうということになったということす
ね。

○教育指導担当課長 はい。

○中村委員 非常にいい機会だと思うのです。特別支援学級に在籍する生徒にとっても、やはり進
学ということを考えたときに、なかなか実質的には無理な場合が多いし。そうすると、一般の児童
生徒と比べると、社会に出る時期というのは早くならざるを得ないというのが現実だと思いますの

で、そうなるという意味でのキャリア教育は健常教育、健常の教育者よりもむしろ早い時期にしっかり始めるというのは、これは非常に大事なことだと私も思うので、こういう機会を見学させて認識させることというのは大事なことだと思うので。何で今頃、こんな昔からやっているのなら、何でこんな、もっと早くやればいいと思ったのですけれども。教育委員会も、そういうようなことはネットをしっかりと張って、これはやった方がいいなと思うところがあったら積極的にこちらから情報提供をしてあげて、こういうことをやるようにしてもらいたいと思った次第です。以上です。

○山内委員 私もこの取組は、二つともとてもよいことだと思います。特に近年、いわゆる特別支援学級に来るような、ある種の障害を抱えたような人たちに対して、いわゆる共生的な環境の中で同じようにやっていきましょうという風潮が、ちょっと偏り過ぎる傾向がある。でも、現実的にはやはり自分のできることに応じて、できる仕事、技能、そこに対してできる技能を上げながら仕事に結びつけていくということが必要で、そこが日本の、もしかしたら今弱くなっているところかなと思いますから、逆にそこを丁寧に、インクルーシブな取り組みと同時にきちんとやっていくというのはとても大事なことだと思います。ぜひ、本人に、保護者に対しても、こういう将来のキャリアをきちんと考えられる機会をつくってあげるといえるのは、丁寧になさるといいと思います。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。スキームというか想定としては、まず保護者の方には「みんなとC a f e ひだまり」で特例子会社、障害者の雇用子会社を見学して、お子さんの将来的イメージを持っていただき、一方、子どもたちに対しては、アビリンピックを見学して、「こういうことがやれるかもしれない」、「やりたい」という思いも持たせ、技能部で実際に自分の体験の中でしっかりと取り組ませて、場合によっては清掃技能検定なども、検定を行わせている形をとって、その後、都立の特別支援学校の就業技術科とか職能開発科のあるところに進学をしてもらい、最終的には障害者雇用に関わる会社なり社会に出ていってもらおうという形の、一連の流れができればと考えているところでございます。

○田谷委員 非常にいい取組だと思います。今おっしゃった、虎ノ門の「ひなり」でしたか。そちらの方の、あれは大手商社が経営している、使用しているビルのワンフロアを飲食にして、そこにこういう対象の方たちを雇用しているということで、企業的には非常にいい取組になっているという。僕もちょっと拝見いたしまして、大変感心したのですけれども。そのときにちょっとお話を聞いたのが、その前にもう一つ、随分前なのですが、慶應大学のこういう子どもたちの心理学を専門にやっていらっしゃる先生が、その慶應大学の薬学部の講堂で話があったのですけれども、義務教育9年間の中で必要なのが、小学校3年生までの国語と算数。これをそういう子どもたちには、ずっと繰り返していくと。一般の子どもたちは1、2、3、4、5、6年となってしまうのだけれども、そういう子どもたちはもう1、2、3年までのことを何回も何回も繰り返して、取りあえず3年生までの読み書きそろばんというか、四則計算ができれば問題ないと。掛け算、割り算は要らないと。足し算、足し引きだけで十分だというお話を聞いた。

それと、その「ひなり」の責任者の、ちょうどあの会社の社長の方が、こういうことは早くからやらないと、やはり反復活動みたいな形で。だから、早くからやらないと駄目なのだと。対象の児童の方は、なるべく早いタイミングから、こういう特別支援の学級あるいは学校に通ってもらいたい。そういうところに、そういう会社の求人募集みたいなものが行くので、そういうところを出ている子どもであれば、雇用する方の側も、それまでずっと普通級で来ていきなりというよりも、そういうところで訓練していつてくれる子の方が、雇用する方も非常に雇用しやすいという話を聞いたことがあって、僕もずっと、それが何とかならないかなと思っていたのですけれども、それを本当に実現していただいて、ありがたいです。

中学校の段階で間口を広げてこういうキャリア教育をやっていただいて、特に一番最後の「概要」のポツの2のところに書いてある、清掃、パソコン、データ入力、フラワーアレンジメント。特に喫茶サービスなんていうのは、すごく彼らには向いていますし、それから僕、今宣伝しているのですけれども、麻布支所の2階の食堂もしばらく休んでいたのが、「ひなり」でやっているのですよ。それで、ほとんど表に出ているのは、こういう特別支援のお子さんたちです。私も支所に用事があったときに、ちょうどランチタイムだったのでそこで生姜焼き弁当を頂いたのですけれども、「何がいいですよ」とお勧めするところから、料金システムは券売機になってしまうのですが、あとは接客。そういうものを全部子どもたちがやって、非常にすばらしいなというふうに思いましたので、なるべくこういうのを広げていただきたいです。

質問はこれなのですけれども、「先着20組40名」。これは違うか。親子でね。ごめんなさい。これは何人くらいのキャパが、受け入れることができるのですか。

○教育指導担当課長 一応バス、大型バス1台なので、1台分に入る方であればということで。一応、20組40名という形で設定はさせていただきましたが、人数に応じては応相談で対応しようと思っております。

○田谷委員 このキャリア教育を毎週土曜日とおっしゃったではないですか。それは、キャパはどれくらい。

○教育指導担当課長 現状の想定としては、同じくらい、20名くらいの生徒さんがいらっしゃるのではないかとということで想定はしているところでございます。それぞれ、分野別に分かれて複数講師をお招きできればなとは思っているところでございます。

○田谷委員 今、複数講師をとというのは、本当にすばらしいと思います。普通だったら清掃に特化してしまうとか、「ひなり」などでもよくやっておられるのだけれども、喫茶サービスにしか特化していないと思うのね。だから、そういうのをこういう区の力で、色々な講師を。だから、1対1でもいい訳でしょう。

○教育指導担当課長 そうですね。

○田谷委員 そういうような形で、多岐にわたって呼んでいただければ。子どもの才能はどこにあるか分からないと思いますので。中学校くらいからそういう才能を見出していただいたらいいなと思います。これは、もう本当にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、よろしいですか。

とてもいい取組だという評価を頂きましたので、さらなる充実、よろしくお願いします。

○教育指導担当課長 頑張ります。

○教育長 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

11 令和7年度海外修学旅行の報告等について

○教育長 次に、報告事項第11「令和7年度海外修学旅行の報告等について」説明をお願いいたします。

○先端教育担当課長 それでは、報告の11番目、報告資料11を用いて、令和7年度海外修学旅行の報告等につきましてご報告させていただきます。すいません、報告に先立って、資料の項番の一部を誤っておりましたので、事前に説明させていただきます。3ページ目の(1)「報告事項」、そして(2)「第2回港区中学校海外修学旅行あり方検討委員会での主な意見」、こちらは(2)と(3)の誤りでございました。大変申し訳ございません。

それでは、本編の方の説明に入らせていただきます。こちら中身としましては、今回教育委員の皆様には色々ご支援いただいております海外修学旅行につきまして、今年度5月から開始しまして、9月末までで全10校が安全に海外修学旅行を終えたということで、ご報告をさせていただきます。

まず、「実施日程」でございます。項番1を御覧ください。こちら5月のお台場学園港陽中学校から始まりました修学旅行につきましては、赤坂学園赤坂中学校までの6校が前半校として実施の上、その課題を踏まえながら9月に後半4校の海外修学旅行を実施しまして、合計766名の生徒が参加してございます。なお、欠席者につきまして52名でございまして、前半校が25名、後半校が27名でございます。主な欠席の理由としましては、やはり不登校が一番多くて、次は続いて自己都合というところが、理由としては多い状況でございます。

続きまして、項番2「今年度の成果について」の事項ですが、(1)「教員のアンケート結果」、こちらは後半校の情報でございます。回答数としては、後半4校の引率教員30人で回答率100%でございました。主な意見としましては、項番2(1)のとおりです。前半校との傾向と同様に、海外で英語を活用するなどの機会になったということで、「英語でのコミュニケーション能力が高まった」などの成果に関する意見がございました。また、共存共栄をスローガンにして1年生の頃から学校経営を行っているという学校の先生につきましては、「その集大成として多様性共生社会を学習させることができたように思う」などの意見もございました。また、予測されるトラブル事例を検討したいということで、次年度に向けた改善事項に関する意見も、教員の方からあったという状況でございます。

続いて、項番2「保護者アンケート結果」でございます。今年度、全体の回答数としては257件、回答率は34%でございました。回答結果としましては、約95%が肯定的でございまして、「お子様にとって海外修学旅行は充実した行事になったか」という問いに対しましては、昨年度と

比べて「とても充実していた」というところは6%高まっているという状況でございます。また、主な意見でございますが、「苦手意識があった英語が実際に海外で話すことが自信につながった」であったりですとか、あと不登校傾向、不登校ぎみのお子様が、海外に行くという目標を持って登校を続けられたなど、本事業が生徒のモチベーションの向上につながっているという意見が、保護者の方からあったという状況でございます。

続いて、3番目の「生徒アンケート結果」でございます。今年度、全体数の回答としては648件で、回答率は85%でございました。回答結果としましては、「英語を使って現地の人とコミュニケーションができたか」という問いに対する肯定的な回答が約88%でございまして、「現地の人に自分の伝えたいことが英語やボディランゲージで伝えることができたか」ということも、肯定的な意見が約88%でございました。また、「あまりできなかった」と答えた生徒であっても、「自分とは違う文化を学ぶことの重要性について考えた」とか、あと「もっと英会話したくなった」等の回答もございまして、国際理解教育を学ぶ意欲の向上につながっているということがうかがえる。また、英語によるコミュニケーション能力を発揮する集大成の場として、一定の効果があると捉えてございます。

そのほか、昨年度の課題として挙げた食べる場所、喫食場所であったりですとか、食事内容、熱中症対策につきましても、アンケートの結果から、私も現地に行きましたけれども、現地の様子からも、大きく改善ができたと感じてございます。

続きまして、項番2の(4)今年度の意識変容に関する「効果検証結果」でございます。修学旅行が生徒の成長にどのように影響を与えるかという調査でございますが、こちら資質・能力に関する自己評価では、どちらも協働性の平均値が上がっているというところと、修学旅行を通して自分の意見をほかの人に伝えたり協力をしたりという能力の向上が見られたというところでございます。

続きまして、(5)「その他」でございます。こちらの海外修学旅行の事前準備としまして、令和8年度から、今、中学2年生の段階から事前学習をぜひやりたいというご意見がありましたので、そういった対応ができるように、教育委員事務局としては準備の方を進めているところでございます。また、カメラマンの帯同につきまして、修学旅行の特別委員会、議会の特別委員会の中でも、帯同のご意見がいくつかございました。その中で、いわゆる教員の負担軽減とかというところにつながるというご意見もありましたので、カメラマンの帯同につきまして、現在写真の撮影事業者と、全10校に帯同できるように、今、前向きに調整を進めているという状態でございます。

項番3が「あり方検討委員会について」ということで、11月4日に第2回の検討委員会を開催させていただきました。その中身としましては、続いて3ページ目の「報告事項」ではございますが、こちら、今回の修学旅行の実施内容であったりアンケート結果、そして今後のトラブル事例等について共有の方を行っている状況でございます。主な意見としましては、旅程につきまして、教員の方の状況を見ると3泊5日が負担となるということもあるのではないかとということもあったのですが、学年の体制で生徒指導にあたっているので中学校は十分対応できる」といった

意見であつたりですとか、あとはプログラム内容を考えると、「短い日程に変更するのではなく、5日間で行うことがよい」というようなご意見があつたりしました。

また、アンケートの中身としましては、「全体的に非常に肯定的な意見が多いように思う」であつたりですとか、こういった「意義があるように感じる」というご意見が、委員の皆様からあつたという状況でございます。

続きまして、項番4「令和8年度の海外修学旅行に向けた改善方針」ということでございます。こちらですが、修学旅行前の改善方針としまして、第1回の教員主体の検討委員会というものを今年度、立ち上げまして、その中で、事業者からのコース案を基に教員の皆様でモデル案の作成というものを行っていただく予定です。また、あと生活指導等、各学校のトラブル事例等の共有ということと、あと事前学習で各学校によつての特色でやっただいていただいているのですけれども、そういったところの好事例というものも、教員間での情報交換を図って、来年度の事前学習というところをより強化の方、充実の方をしていきたいということを考えてございます。

また、あとプログラムの内容としましては、今年度の課題を踏まえまして、行き先や内容、イングリッシュチャレンジなど、一つ一つ見直した上で、今回の教員主体の検討委員会の中でも十分に検討した上で、しっかり改善を図っていきたいということを考えてございます。

2日目のイングリッシュチャレンジプログラムの実施の際には、グループによっては行程を早く終えて時間が余ってしまうというご意見がありましたので、次年度につきましては、実は集合の最後の地点が芸術センターになってございまして、早く着いたグループにつきましては、そこの中身も見学可能とするように調整の方をしたいということを考えてございます。また、行き先、イングリッシュチャレンジの行き先の一つに、シンガポールシティギャラリー、いわゆるシンガポールの都市計画、開発の変遷を学べる場所がございまして、そこも学習効果を高めるための場所として追加したいということを考えてございます。

さらに、3日目、4日目のプログラムにつきましても、探究学習の充実であつたりですとか、あとシンガポール国立大学の授業体験などを行って、大学生とのディスカッション等をこのプログラムに追加することで、英語学習の機会というものを充実させていただきたいということを考えてございます。

あと「その他」でございます。先程、今年度のトラブル事例のところでございますが、確認事項ということで資料に載せさせていただいてございます。今年度は前半校、後半校ともに大きなトラブルというものはございまして、やはり貴重品の一時的な紛失というものが大きいところございました。また、特に発熱等の体調不良者も出たのですけれども、日本人医師が常駐する病院やクリニック等への受診をすることで、そういったところでトラブルの方をしっかりと回避の方、対応の方をしてございます。

最後になりますが、「今後のスケジュール」ということで、令和8年1月、2月で教員主体の検討委員会の開催をさらにいたしまして、2月下旬には令和8年度海外修学旅行実地踏査を経た上

で、来年度、令和8年度につきましてはしっかりと修学旅行の方を実施したいということを考えてございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対するご質問等がある人はお願いします。

○中村委員 不登校で参加しなかったという人の中で、不登校だったけれどもこの修学旅行には参加したという生徒はいなかったのですか。いたのだったら、人数を教えてください。

○先端教育担当課長 教育委員会の方で把握しているのは2名ございました。

○中村委員 現状は、修学旅行をきっかけに不登校ではなくなっている状態ということですか。

○先端教育担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中村委員 分かりました。それから私的な都合で行かなかったという人がいたという話でしたけれども、具体的にどういう、例えば修学旅行に行くくらいだったら勉強した方がいいといって塾に行かせるとか、そういう理由なのか、そこら辺は、具体的にはどんな都合なのか分かれば教えてください。

○先端教育担当課長 自己都合は色々理由がございまして、一つが、生徒自身が行きたくないとおっしゃるとか、あとはその家族の方針として、いわゆるそういう宿泊行事には参加しない、させていない。いわゆる国内も含めてさせていないですとか。あとはインターナショナルスクールに通っている、いわゆる在籍はしているのだけれども基本的にはインターに通っているので、こういった修学旅行には参加させていないということが主な理由でございます。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木委員 二つあります。今の中村委員のお話につながるころなのですけれども、ごめんなさい、先にこちらの方がいいな。M i n a t o S c h o o l は御成門の方に入っているという認識でよろしいですか。プラス、その人数を教えてください。

もう一点が、今の欠席理由のお話の流れなのですけれども、金銭的に負担があって行けないという理由の方はいらっしゃいましたでしょうか。教えてください。

○先端教育担当課長 まず、M i n a t o S c h o o l の関係ですけれども、御成門の中で含めてございます。当日、在籍、当時5人いたのですけれども、4人参加されているという状況でございます。今回の欠席者の中で、金銭面を理由、経済的な困窮を理由にして参加していない生徒は1人もいらっしゃらないという状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、報告事項は以上で終わらせていただきます。

本日予定している日程は全て終了しましたが、委員または説明員から、その他何かありますでしょうか。

○図書文化財課長 高輪築堤調査・保存等検討委員会の進捗状況について、ご報告させていただきます。

12月3日に開催された委員会についての報告です。資料を御覧ください。10月、11月の委員会で、JRより『5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置（3）』に対する当社の見解」及び同（2）が示され、委員見解として「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について（4）」が示されました。委員見解（3）からの主な変更部分を中心に説明します。

1 ページ、項番1「文化財的価値について」。変更ありません。

項番2「保護措置について」。おめくりいただき、3ページ中段まで変更ありません。その下の「上記」以降の文章は全て、今回新たに書き加えられたものになります。9月3日の委員見解（3）で示したが、2、保護措置についてのうち④及び⑥に関するJR見解について述べることにする。④信号機跡及び築堤部100メートル以上の区間の現地保存について。

（1）は、10月のJRの見解をまとめたもので、黒い点三つの下に、委員として全体が曖昧で具体性を欠いており、根拠に基づく説明としては不十分と言わざるを得ないことが指摘されました。（2）は、11月のJRの見解をまとめたものです。4ページ中段です。こうしたJR見解について、三つの問題点が指摘されました。現地保存の要望に対し、文化財的価値に鑑み、現地保存の可能性を検討したとされるが、開発計画には具体的な文化財的価値を考慮した検討プロセスが説明されていない。現地保存した場合の遺跡の価値を評価した上で、開発計画を検討する必要がある。6街区南部についての言及があるが、委員見解における保護措置では触れられていないため、築堤部100メートル以上の区間及び信号機跡の保護措置とは別に協議することにしたい。

次に、JR見解の問題点について説明を求め、要望が出されました。委員見解では、5・6街区全体で築堤部100メートル以上の区間の現地保存を要望したが、JR見解では、5街区の区間、6街区の区間、5・6街区間の現地保存が個々に検討され、さらに5・6街区全体、5・6街区にまたがることも含めた築堤部100メートル以上の区間の現地保存を前提にした、具体的な開発計画を検討すること。5・6街区の開発計画は基本計画段階であるが、策定の経過について説明を求める。5・6街区における記録保存調査等で検出された高輪築堤跡の位置やレベルと、開発計画の平面、断面の関係を図示し、遺構の構成要素に与える影響を示すこと。

5 ページです。5・6街区間の現地保存についてはさらに検討を行うこと。築堤部100メートル以上の区間、信号機跡を現地保存した場合、開発計画にどのような影響があるか等について説明すること。⑥4街区、第7橋梁南横仕切堤跡の移築保存について。移築保存に関するこれまでの検討経過及び今後の見通しについて説明を求める。なお、委員会の保護措置に係る助言の取りまとめに当たっては、JR及び委員が互いの見解を受け止めて論点を明確にした上で、根拠に基づく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。これらについて委員から説明があり、これを踏まえ、1月にJRから文書で見解が示される予定です。

次に、12月8日に文化財保護審議会の委員にお集まりいただき、谷川委員から、協議の検討経過の説明がありました。続いて、文化財保護審議会委員と教育委員との懇談の場につきましては、1月8日の教育委員会終了後で調整する予定をしております。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ご質問はございますでしょうか。

○山内委員 ご報告ありがとうございます。この全体会の中でＪＲから出てきた見解に対する委員の見解の内容というものは、極めて適切、妥当なものであるというふうに思います。私自身もＪＲの見解に対しては、正直言って憤慨するぐらいの内容で、つまり彼らが不動産としての価値の毀損ということを言いながら、逆にもっと公の、しかも歴史資産としての価値を、自分たちがはるかに大きな毀損をするということについての認識が全くないという問題ですよね。そういう意味でもこの指摘は重要だと思いますし、やはり厳しい態度で引き続き交渉していくことが大切になると思っています。そういう意味でも、１月８日に審議会の委員の方々と意見交換をして、この築堤の歴史資産としての、歴史遺産としての重要さ、あともう一つは今後の対応についての意見交換と共有ができるということを期待しています。ありがとうございます。

○図書文化財課長 この間、委員からご意見も頂いたことを踏まえて、手続として、プロセスとしてはやらせていただいているふうにご理解いただければと思います。

「閉会」

○教育長 ほかは、よろしいでしょうか。それでは、そのほかは、よろしいですか。

ないようでしたら、以上をもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を１２月２５日木曜日に予定しております。よろしくお願いします。皆さんお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員